

令和6年5月1日

指定居宅介護支援事業所  
「在宅介護支援センターきたはら」

契約書及び重要事項説明書

社会福祉法人 恵光会

# 在宅介護支援センターきたはら 利用契約書

居宅・介護予防サービス計画利用者（以下「契約者」）と在宅介護支援センターきたはら（以下「事業者」）は、契約者が事業者から提供される居宅介護支援・介護予防支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

事業者は、契約者がその居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

### 第2条（契約期間）

有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（居宅・介護予防サービス計画の決定）

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅・介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたり、指定居宅サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を契約者又は家族等に提供し、公正中立な立場のもとサービス事業所の選定・推薦を行います。
- 3 介護支援専門員は、契約者及び家族の希望等を考慮して、居宅・介護予防サービス計画の原案を作成、契約者の同意を得た上で決定します。

### 第4条（居宅・介護予防サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅・介護予防サービス計画作成後も、次に定める支援を行います。

- 1 契約者及び家族等、指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡を行い、サービスの実施状況を把握します。
- 2 要介護・支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### 第5条（居宅・介護予防サービス計画の変更）

契約者が変更を希望した場合、又は事業者が必要と判断した場合、双方の合意に基づき、変更します。

### 第6条（介護保険施設への紹介）

事業者は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合、契約者が介護保険施設への入所を希望する場合、施設への紹介等を行います。

### 第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。
- 2 契約者は、介護支援専門員の交替を希望する場合には、その理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 居宅介護支援・介護予防支援に関するサービス利用料は、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領する場合は、契約者の自己負担はありません。  
但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領することができない場合は、契約者はサービス利用料の全額をいったん支払うものとします。
- 2 契約者は、通常の事業の実施地域以外の居宅への訪問を受け居宅介護支援・介護予防支援の提供を受ける場合、交通費を事業者に支払うものとします。

### 第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は利用料を変更できます。

## 第三章 事業者の義務

### 第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、契約者に対する居宅介護支援・介護予防支援の実施について、居宅・介護予防サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の居宅介護支援・介護予防支援の提供に関する記録を整備し、5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させます。
- 2 事業者は、契約者が他の居宅介護支援・介護予防支援事業者の利用を希望する場合、契約者に対し、直近の居宅・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

### 第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、事業所の職員は、業務上知り得た契約者及び家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。その職を退いた後もまた同様とします。
- 2 契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合は、事前に同意を得た上で、契約者又は家族等に関する情報を用いることができるものとします。

## 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第12条（損害賠償責任）

事業者は、事業者の責任で契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、自然災害・感染症蔓延等における損害に関しては、損害責任はないものとします。

## 第五章 契約の終了

### 第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、次に基づく契約の終了がない限り、事業者が提供するサービスを利用することができます。

- 1 契約者が死亡した場合
- 2 要介護認定により契約者が自立と判定された場合
- 3 契約者が介護保険施設に入所した場合

- 4 事業者が閉鎖した場合
- 5 事業所が介護保険の指定をなくした場合
- 6 本契約が解約された場合

#### 第 14 条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、解約することができる。契約者は契約終了を希望する日の 14 日前までに事業者へ通知するものとします。

#### 第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は事業者もしくは介護支援専門員が次の事項に該当する場合、契約の解除ができます。

- 1 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく契約に定める居宅介護支援・介護予防支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者又は家族等に信用等を傷つけ、又は不信行為、その他本契約を継続できない事情が認められる場合

#### 第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が次の事項に該当する場合契約の解除ができます。

- 1 居宅介護支援・介護予防支援の実施に際し、契約者が重要事項について、故意にこれを告げず、結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
- 2 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は不信行為、その他契約を継続できない事情を生じさせた場合

### 第六章 その他

#### 第 17 条（苦情処理）

事業者は、その提供した居宅介護支援・介護予防支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して対応します。

#### 第 18 条（事故発生時の対応）

事業者は、契約者に対する居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。さらに速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、契約者に対する居宅介護支援・介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

#### 第 19 条（協議事項）

本契約にない事項について問題が生じた場合、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議します。

## 指定居宅介護支援「在宅介護支援センターきたはら」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 第0970900064号)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵光会  
(2) 法人所在地 栃木県真岡市若旅656番地  
(3) 電話番号 0285-83-6662  
(4) 代表者氏名 理事長 柴 恵子  
(5) 設立年月 平成9年8月19日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業所の名称 在宅介護支援センターきたはら  
(3) 事業所の所在地 栃木県真岡市若旅656番地  
(4) 電話番号 0285-83-7662  
(5) 管理者 氏名 粕谷 亜希子  
(6) 開設年月 平成11年12月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 真岡市  
(2) 営業日及び営業時間

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 受付時間・提供時間 | 月～金 8時30分～17時30分 |
|-----------|------------------|

※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を取ります。

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 緊急連絡先 | 在宅介護支援センターきたはら（事業所）<br>電話 0285-83-7662 |
|-------|----------------------------------------|

## 4. 職員の体制 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 指定基準          |
|------------|---------------|
| 1. 管理者     | 1名（主任介護支援専門員） |
| 2. 介護支援専門員 | 1名以上          |

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

- (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

## ＜サービスの内容＞

## ①居宅・介護予防サービス計画の作成

居宅・介護予防サービス計画及びその他の必要な保健医療福祉サービス（以下指定居宅サービス等という。）が、総合的効率的に提供されるように配慮し、居宅・介護予防サービス計画を作成します。

## ②居宅・介護予防サービス計画後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に  
行い、居宅・介護予防サービス計画の実施状況を把握します。一月一回利用者の居宅  
を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回モニタリングの結果を記録します。

- ・居宅・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護・支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅・介護予防サービス計画の変更

ご契約者が居宅・介護予防サービス計画の変更を希望した場合、事業者が居宅・介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅・介護予防サービス計画を変更します。

### ④介護福祉施設等への紹介

ご契約者が居宅で日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護福祉施設等への入院入所を希望する場合、介護福祉施設等への紹介等を行います。

### ⑤医療と介護の連携強化

入院時及び平時において医療機関との連携促進を図ります。

### ⑥末期の悪性腫瘍の利用者に対するアセスメント

著しい状態変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対して、アセスメントを速やかに行います。

### ⑦質の高いマネジメントの促進

居宅支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とし、人材育成の取組を促進します。

### ⑧公正中立なケアマネジメントの確保

居宅介護支援の提供開始の際、介護支援専門員は利用者等に対して、複数の居宅サービス事業所の紹介を行います。

### ⑨訪問回数の多い利用者への対応

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、当該計画を市町村に届出ます。

### ⑩障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との連携促進を図ります。

#### <サービス利用料金>

居宅介護支援・介護予防支援に関するサービス利用料金について、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

※ 1 単位 = 10,210 円

| 要支援 1・2 | 要介護 1・2 | 要介護 3～5 |
|---------|---------|---------|
| 442 単位  | 1086 単位 | 1411 単位 |

特定事業所加算 III 323 単位／月

「利用者に関する情報又はサービス提供 に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

#### ① 初回加算 300 単位

- ・ 新規に居宅・介護予防サービス計画を策定した場合
- ・ 要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合

#### ② 退院・退所加算 (居宅サービス計画のみ・初回加算との重複は不可)

- ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたり、情報提供を得た場合

|      | カンファレンス参加 無 | カンファレンス参加 有 |
|------|-------------|-------------|
| 連携1回 | 450単位       | 600単位       |
| 連携2回 | 600単位       | 750単位       |
| 連携3回 |             | 900単位       |

③ ターミナルケアマネジメント加算 400単位（居宅サービス計画のみ）

- ・対象者 在宅で死亡した利用者
- ・終末期の医療やケアの方針に該当する利用者又は家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ。利用者の状態等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供した場合

④ 入院時情報連携加算Ⅰ 250単位（居宅サービス計画のみ）

- ・病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日も含む。

⑤ 入院時情報連携加算Ⅱ 200単位（居宅サービス計画のみ）

- ・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

⑥ 緊急時居宅カンファレンス加算 200単位（居宅サービス計画のみ）

- ・病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合

⑦ 通院時情報連携加算 50単位／月

- ・病院又は診療所通院時に同行し、医師又は歯科医師等により必要な情報の提供を受けた場合、医師又は歯科医師等に必要な情報を提供した場合

以下のような居宅・介護予防支援が行われていない場合は、5割減算（減算が2ヶ月以上継続している場合は算定しない）

- ① サービス担当者会議の開催又は照会を行っていない場合
- ② 居宅・介護予防サービス計画書原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、計画を利用者及び担当者に交付していない場合
- ③ 特段の事情なく1ヶ月（介護予防の場合は3ヶ月）に1度利用者宅を訪問して、利用者に面接しない場合
- ④ モニタリング結果を記録していない状態が1ヶ月（介護予防の場合は3ヶ月）以上継続している場合

## （2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域（真岡市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 250円
- ・実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

## （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求するので、翌月25日までに支払い下さい。

**6. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）** 当事業所ではご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援・介護予防支援について記録を作成し、その完了の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、事業者の職員は、居宅介護支援・介護予防支援を提供するにあたって知り得たご契約者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはいけません。その職を退いた後もまた同様とします。（守秘義務）

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### （1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。介護支援専門員は、要介護者等と支援者の関係における公平性を持ち、サービスの利用援助における公正な態度のもとその業務に当たります。また、要介護者等をめぐる関係の間にあっての中立性、要介護者等が必要とするサービス提供する機関との関係においての中立性を保ちます。

「介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（介護保険法第 69 条の 34）

### （2）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は、ご契約者にサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情・交替を希望する理由を明確にし、事業者に対し介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 8. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、自然災害・感染症蔓延等の損害に関しては、賠償責任はないものとします。

## 9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができ



ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護・支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護福祉施設等に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合、契約終了を希望する日の 1 4 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅・介護予防サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援・介護予防支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

**（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**10. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）**

**（１）苦情の受付**

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

事務主任（酒井 利裕）

管理者（粕谷 亜希子）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

**（２）行政機関その他苦情受付機関**

|                           |                                        |
|---------------------------|----------------------------------------|
| 真岡市役所<br>高齢福祉課 介護保険係      | 所在地 真岡市荒町 5191<br>電話番号 0285-83-8094    |
| 栃木県社会福祉協議会<br>栃木県運営適正化委員会 | 所在地 宇都宮市若草 1-10-6<br>電話番号 028-622-2941 |

|                                |                                                 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 栃木県国民健康保険団体連合会<br>介護福祉課 介護相談窓口 | 所在地 宇都宮市本町 3-9 栃木県合同ビル 6 階<br>電話番号 028-643-2220 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|

## 1 1. 事故発生時の対応について（契約書第 18 条参照）

当事業所の居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合、緊急時対応マニュアルに基づいて対処します。速やかに在住の市町村、契約者の家族等に連絡を行ない、必要な措置を講じます。当事業所の居宅介護支援・介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行ないます。

## 1 2. 個人情報保護について

個人情報の保護に対する基本方針を定め、利用者等の個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いをしております。

## 1 3. 情報開示について

### （1）記録開示

- ・開示の申し出があった場合、申出者は申込用紙に必要事項を記入し、事前提出します。
- ・開示内容は、個人情報の観点から、必要な情報のみとします。
- ・センターは、情報開示の許可とともに、希望日程を調整します。
- ・開示の際、関係職員が必ず同席し、閲覧いただきます。
- ・希望があれば、資料（コピー等）を提供することがあります。

### （2）事業計画及び財務内容についての閲覧方法

- ・事業計画及び財務内容のわかる書類のファイルを事務所に常設し、申し出に応じいつでも閲覧できるようにしています。
- ・持ち出しは禁止し、その場での閲覧になります。

## 1 4. 第三者評価の実施について

現時点で当事業所では第三者評価は受けておりません。

## 1 5. ハラスメントについて

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

## 16. 人権擁護・虐待防止について

事業所は利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 人権擁護・虐待防止のための指針を整備します。
- ② 人権擁護・虐待防止のための委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、人権擁護・虐待防止の研修を定期的実施します。
- ④ 事業所の管理者、従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として行政に通報するものとします。
- ⑤ 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

## **１７．感染症の予防及びまん延の防止について**

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## **１８．業務継続計画について**

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務改善計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じ業務改善計画の変更を行います。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項の交付と説明を行いました。

|     |       |                |
|-----|-------|----------------|
| 事業者 | 住 所   | 栃木県真岡市若旅 656   |
|     | 事業者   | 在宅介護支援センターきたはら |
|     | 代表者氏名 | 柴 俊郎 印         |
| 説明者 | 職 名   | 介護支援専門員        |
|     | 氏 名   | 印              |

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、指定居宅介護事業サービスの提供開始に同意しました。

契約年月日 令和 年 月 日

契約者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

保証人または後見人 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

( 続 柄 )

生年月日 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_

契約を証するため、本書2通を作成し契約者及び事業所が署名捺印の上1通ずつ保有するものとします。

※この重要事項説明書は、介護保険法（令和6年4月1日改正）に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。